

商品概要説明書

通知預金

(株) 清水銀行
(平成 25 年 1 月 1 日現在)

1. 商品名	・通知預金
2. 販売対象	・法人および個人のお客さま
3. 期間	・定めはありません。(ただし7日間の据置期間が必要です)
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括してお預け入れいただきます。 ・現金、小切手その他の証券類、他口座から振替でお預け入れいただけます。証券類の場合は、その証券類の決済日が預入日となります。 ・5万円以上 ・1円単位
5. 金利情報の入手方法	・店頭または当行ホームページでご確認いただけます。詳しくは窓口へお問い合わせください。
6. 払戻方法	・解約時に利息とともに、元金を一括してお支払いします。 (ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です)
7. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利。毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・解約時に一括してお支払いします。 ・付利単位を1万円とし、1年を365日とする日割で計算します。 ・法人のお客さまは総合課税(非課税法人の場合は非課税)が適用されます。 ・個人のお客さまは20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)が適用されます。ただし、マル優ご利用の場合は除きます。 ※利子所得に係る税率は、原則20%(国税15%、地方税5%)ですが、平成25年1月1日から平成49年12月31日までは、所得税額(国税15%)に対して2.1%の復興特別所得税が付加されます。
8. 手数料	———
9. 付加できる特約事項	・個人の方でマル優の適用を受けられる方は、最高350万円まで非課税がご利用いただけます。(マル優の適用については窓口にお問い合わせください)
10. 中途解約時の取扱い	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算し、利息とともにお支払いします。
11. 預金保険保護区分	・預金保険法の対象となります。他の預金(決済用の預金を除く)と合算して元本1,000万円までと利息が保護されます。
12. その他参考となる事項	・証書式、通帳式の取扱ができます。
13. 契約している 指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772